令和３年度
第２回北海道地方最低賃金審議会

日　　時：令和３年６月３０日（水）１３：３０～１４：３４
場　　所：札幌第一合同庁舎　８階北側会議室
開催方法：ｗｅｂ会議システムＺｏｏｍ

１　日　　時　　令和３年６月３０日（水）１３：３０～１４：３４

２　場　　所　　札幌第一合同庁舎　８階北側会議室

３　出 席 者

【委　員】　公 益 委 員　岩波委員、亀野委員、菅野委員、國武委員、西村委員
労働者委員　大磯委員、齊藤委員、布施委員、山田委員
使用者委員　桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】　上田労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、
松尾賃金指導官、小西賃金指導官

４　議事次第

（１）北海道最低賃金の改正決定の諮問について
（２）運営小委員会の委員の選出について
（３）北海道地方最低賃金専門部会の設置及び北海道最低賃金専門部会委員の候補の推薦に関する公示について
（４）北海道最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示について
（５）北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程について
（６）北海道地方最低賃金審議会の公開について
（７）その他

５　議事内容

○龍瀧室長補佐
それでは、開催に先立ちまして出席の確認を行います。
公益委員の岩波和枝委員、いらっしゃいますか。

○岩波委員
はい。岩波です。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
よろしくお願いします。
菅野淑子公益委員。

○菅野委員
はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いいたします。
　会長代理の國武英生公益委員。

○國武委員
　はい。よろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いいたします。
　西村卓也公益委員。

○西村委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　労働者代表委員、大磯扶三彦委員。

○大磯委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　齊藤勉委員。

○齊藤委員
　はい。よろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　布施政彦委員。

○布施委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　山田新吾委員。

○山田委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　使用者代表委員、桑原崇委員。

○桑原委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　柄目誠委員。

○柄目委員
　はい。柄目です。よろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　藤原真由美委員。

○藤原委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　守山泰史委員。

○守山委員
　はい。よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　横島義人委員。

○横島委員
　よろしくお願いします。

○龍瀧室長補佐
　よろしくお願いします。
　以上１４名のご出席をいただいております。
　それでは、最初に第４９期北海道地方最低賃金審議会委員に２名の交代がございましたので、紹介いたします。
　まず、國武英生公益委員です。
　一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○國武委員
　小樽商科大学の國武英生と申します。専門は労働法です。この審議会は初めてですので、いろいろ教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　はい。ありがとうございます。
　使用者代表委員、横島義人委員です。
　一言ご挨拶をお願いします。

○横島委員
　北海道商工会連合会の横島と申します。初めての審議会の委員にさせていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　はい。ありがとうございました。
　次に、事務局に４月１日付で人事異動がございましたので、紹介いたします。
　佐藤伸労働基準部長です。

○佐藤労働基準部長
　基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　続きまして、横溝賃金室長です。

○横溝賃金室長
　４月から賃金室に転任してまいりました横溝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

そして、賃金室長補佐の龍瀧と申します。よろしくお願いいたします。

松尾美香賃金指導官、小西利典賃金指導官は昨年に引き続き事務局を担当します。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから第２回北海道地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

本日は労働者代表委員の金子委員が都合により欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第５条第２項により、委員の３分の２以上または公労使委員のそれぞれ３分の１以上の出席という要件を満たしております。このため、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しておりますので、５名の方が傍聴しておりますほか、１名の記者の方が取材しておりますことをご報告いたします。

次に、電子メールによる持ち回り方式によって開催しました第１回北海道地方最低賃金審議会の審議結果を事務局よりご報告いたします。皆様には事前にメールで送信済みでございますが、改めて事務局から報告させていただきます。

令和３年度第１回北海道地方最低賃金審議会審議結果についてでございますが、開催日は、令和３年６月１０日とさせていただいております。持ち回り開催とさせていただいております。

議事１、第４９期北海道地方最低賃金審議会会長並びに会長代理の選任についてでございますが、会長は亀野淳公益委員、会長代理は國武英生公益委員に決定いたしました。

議事２、北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程について、答申、最低賃金の発効日の日程表の資料を皆様にお配りしまして了知されました。

議事３、特定最低賃金の改正決定の意向表明状況及び今後の審議日程についても了承されております。

議事４、運営小委員会の設置については、設置することに決定いたしました。

議事５、事業場実地視察については、実施しないこととなりました。

議事６、その他、新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、持ち回り開催、リモート開催はやむを得ないとの意見がありました。その他、意見はございませんでした。

以上で、令和３年度第１回北海道地方最低賃金審議会審議結果についてのご報告を終わります。

この内容は、皆様にお配りしているほか、北海道労働局のホームページに掲載して公表しております。

以上となります。

それでは、これからの会議の進行につきましては、亀野会長、よろしくお願いいたします。

○亀野会長
　今年度の審議会より会長になりました北海道大学の亀野と申します。よろしくお願いいたします。
　早速議事に入りますが、議事に先立ちまして、北海道地方最低賃金審議会運営規程第７条により議事録を作成し、会長及び労働者側１名、使用者側１名をもって署名することとなっておりますので、本日の議事録署名員を指名させていただきます。
　名簿の順番で、労働者側委員から大磯委員、使用者側委員から桑原委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。
　それでは、議事（１）でございますが、本日の審議会におきまして令和３年度における北海道最低賃金の改正決定について諮問がなされると伺っております。
　それでは、お願いいたします。

○横溝賃金室長
　では、諮問文を読み上げさせていただきます。

最低賃金の改正決定について（諮問）

　令和３年度北海道最低賃金額改定について、経済財政運営と改革の基本方針２０２１（令和３年６月１８日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

　以上です。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　ただいま局長より諮問を受けました。局長のご挨拶をお願いいたします。

○上田労働局長
　北海道労働局長の上田でございます。どうぞ、本年度もよろしくお願いいたします。
　ただいま、令和３年度北海道最低賃金の改正決定について北海道地方最低賃金審議会に対し諮問をさせていただきました。
　昨年、北海道地方最低賃金審議会から、「来年度の審議においては、感染症や消費税増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることを踏まえ議論を行う。」という答申をいただいております。
　北海道労働局におきましては、これまで賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業における生産性向上の取組に対する支援として、北海道働き方改革推進支援セ

ンターの活性化、業務改善助成金の周知等、下請業者の取引環境の適正化を図るべく、下請かけこみ寺の案内や、事案を把握した場合には北海道経済産業局と連携を図ることなどに取り組んできました。引き続き、生産性向上に取り組む中小企業への支援に取り組んでいくこととしています。

また、令和３年６月１８日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針２０２１」においては、賃上げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均１，０００円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたところです。

一方で、北海道の社会経済情勢は、令和３年５月の有効求人倍率は０．９３倍と前年同月を０．０２ポイント下回っており、道内の雇用情勢は、求職者が引き続き増加しており、弱さが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要があると判断しているところです。

北海道経済の状況は、令和３年４月の北海道経済産業局の発表を見ますと、全体として新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるが、一部に持ち直しの動きが見られるとされているものの、先行きについては感染症の影響を十分注視する必要があるとされています。

また、令和３年５月２８日付、日本銀行札幌支店の金融経済概況では、北海道の景気は感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、横ばい圏内の動きとなっており、個人消費は引き続き低い水準となっているほか、観光も引き続き厳しい状況にあり、弱い動きとなっているとされているなど、北海道経済は依然として厳しい状況下にあります。

以上のように、北海道最低賃金をめぐる情勢は非常に厳しいものでありますが、北海道地方最低賃金審議会におきましては、これまでの審議経緯を踏まえ、中央の動きや道内の社会経済情勢を考慮し、十分に公労使でご議論いただきますことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○亀野会長

ただいま局長から諮問を受けたところですが、当審議会としましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会から示される目安等を参考にして北海道最低賃金の改正について審議をしていきます。今後の円滑な審議について、各委員のご協力をお願いいたします。

次に、議事（２）でございます。北海道地方最低賃金審議会運営規程第３条に定めるところにより、本審の下に運営小委員会を設置し、そこで特定最低賃金改正の必要性の有無、関係労使からの意見聴取の要否及び金額審議を行う専門部会の開催

日程等の審議を行ってきました。本年度も運営小委員会を設けることになりましたので、運営小委員会規程に従い各側３名、計９名の委員の選出を行います。
　それでは、各側から事前に推薦いただいていると伺っています。事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　事務局から説明いたします。
　運営小委員会委員につきましては、公益側からは岩波委員、亀野委員、國武委員、労働者側からは大磯委員、齊藤委員、山田委員、使用者側からは桑原委員、柄目委員、守山委員とご推薦をいただいております。
　以上です。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　それでは、北海道地方最低賃金審議会運営規程第３条の規定により、私から運営小委員会の委員を指名させていただきます。先ほどのとおりでございますが、もう一度繰り返します。
　公益側、岩波委員、私、亀野、國武委員。労働者側から、大磯委員、齊藤委員、山田委員。使用者側から、桑原委員、柄目委員、守山委員です。
　委員になられた方は、よろしくお願いいたします。
　なお、運営小委員会の日程ですが、この本審の終了後に休憩を挟んで、引き続きＺｏｏｍによりまして開催いたしますので、よろしくお願いいたします。
　次に、議事（３）でございます。最低賃金法第２５条第２項に規定するところによりまして、改正決定に係る具体的な調査審議を行う専門部会の設置が必要ですので、その手続について事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　事務局から説明いたします。
　専門部会の委員は、最低賃金法第２５条第３項及び最低賃金審議会令第６条第１項に基づき、９名以内で構成することとなっております。従来どおり、公労使それぞれ３名ずつ、計９名で構成したいと考えております。
　労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日付で行います。公示期間は７月１２日までとし、締切日以降の可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めてまいります。
　なお、専門部会の開催日時等につきましては、本審後開催予定であります運営小委員会でご審議いただくこととしております。
　事務局からは以上です。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。
　それでは、事務局説明のとおり手続をお願いいたします。
　次に、議事（４）でございます。最低賃金法第２５条第５項の規定に基づき、関係労使からの意見聴取手続についてですが、これも事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐
　事務局から説明します。
　関係労働者及び関係使用者からの意見聴取につきましても本日付で公示を行います。意見書の提出締切日は７月１２日・月曜日となっております。
　なお、専門部会で関係労使の方から直接意見を聴取する件につきましては、これも別途、運営小委員会でご審議いただく予定です。
　事務局からは以上です。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　今の事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
　よろしいでしょうか。
　それでは、事務局の説明のとおり手続を進めてください。
　次に、議事（５）でございます。北海道最低賃金の改正決定に係る今後の審議日程についてですが、これに関しまして最新の中央での動きなどの情報がありましたら、それを含め事務局から説明をお願いいたします。

○横溝賃金室長
　横溝から説明させていただきます。
　中央の動きでございますが、先週６月２２日に中央最低賃金審議会が開催され、地域別最低賃金額改定の目安に対する調査審議の諮問が厚生労働大臣からなされております。
　目安の答申日につきましては、７月１６日・金曜日に予定されていると聞いておりますが、審議の状況によりましては変更の可能性もあると聞いております。
　そこで、目安の答申が予定どおり７月１６日に行われた場合、第３回目の本審議会を７月１９日の月曜日、午後１時半から開催をしまして、目安の伝達を行いたいと考えております。そのため、７月１９日の月曜日、午後１時半からの日程の確保をよろしくお願いいたします。
　なお、中央最低賃金審議会の目安答申が７月１６日よりも遅くなり、７月１９日に目安の伝達を行えない場合につきましては、改めて日程を調整させていただきた

いと考えております。
　事務局からのお願いでございますが、目安の伝達以降から８月上旬にかけましては、北海道最低賃金が１０月１日発効できるよう、委員の皆様には非常に短期間に集中してご審議をいただく期間になるかと思います。恐縮ではございますけれども、審議会への優先的な日程の確保についてご協力いただきますようお願いいたします。
　なお、１０月１日発効できるようにするためには、８月５日までに答申をしていただくことになります。８月５日までに答申という審議日程にご配慮いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。
　以上です。

○亀野会長
　はい。ありがとうございます。
　今の説明で、何か質問ございますでしょうか。

○桑原委員
　よろしいですか。

○亀野会長
　桑原委員、お願いします。

○桑原委員
　今のお話ですと、第３回審議会を７月１９日、１３時半から開催すると理解したのですが、よろしいでしょうか。

○横溝賃金室長
　はい。それで結構でございます。

○亀野会長
　守山委員、お願いします。

○守山委員
　１９日の会議は参集ですか。それとも、今回と同じオンラインですか。

○横溝賃金室長
　今のところ、オンラインを基本に考えております。

○守山委員
　はい。分かりました。

○亀野会長
　よろしいでしょうか。
　ほか、いかがでしょうか。
　では、第３回の本審は、先ほど説明がありましたが、７月１９日の月曜日、午後１時半から開催し、目安の伝達を行うということでよろしいですね。

　「はい」

○亀野会長
　各委員は、日程の確保をお願いいたします。
　ただし、中央最低賃金審議会の目安答申の日程は確定していませんので、後ろにずれ込むことも考えられます。そのときは、事務局より再度日程調整をさせていただきますことをご了承願います。
　なお、先ほどお話もありましたが、次回の本審の開催方法につきましては今回と同じようにＺｏｏｍによりオンラインで開催することを考えておりますが、後日これにつきましても事務局より案内をさせていただきます。
　それでは、日程の確保や今後の円滑な審議をよろしくお願いいたします。
　次に、議事（６）でございます。北海道地方最低賃金審議会の公開につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○横溝賃金室長
　昨年より委員の皆様にご議論いただいているところでございます。
　令和２年度、北海道は、本審議につきましては原則公開、ただし異議審、金額審議は非公開としております。
　最低賃金に関する社会的関心の変化や情報公開の流れの中で、さらなる透明性が求められていることから、北海道局として令和３年度、情報公開をさらに進めさせていただきたいと考えているところでございます。
　つきましては、事務局から今回委員の皆様に２点提案させていただきたく、１つ目は、昨年、「本審は原則として公開とする」と議決していただいていますところ、本審である異議審も公開することができないかということ。２つ目は、金額審議を行う専門部会を非公開とする場合であっても、その資料については公開とするということでございます。
　第１回目の北海道地方最低賃金審議会、こちらは持ち回りで開催したところですけれども、その資料にもございますが、令和２年度の全国の公開状況を見ますと、異議審を非公開としているのは北海道を入れて１８局、金額審議を行う専門部会の資料を非公開としているのは北海道を入れて１９局と、非公開とするのは過半数以下となっております。国民の知る権利は年々高まっており、北海道地方最低賃金審

議会としてもさらなる透明性を進めていくことが重要と考えております。
以上です。

○亀野会長
はい。ありがとうございます。
もう一度確認させていただきますけれども、事務局から説明がありましたが、１点目が、異議審を公開するかどうかということです。２点目は、審議会を非公開とする場合であっても資料を公開するということでございます。
まず、異議審についてお諮りしたいと思います。公示した上で、本審議会答申に対する異議に関する審議を行うのが異議審でございます。非公開ではなく、公開するのがよいのではないかという考えなのですが、いかがでしょうか。
ご意見ありませんか。事務局からは、異議審は公開してはどうかというご提案です。
意見がなければ、異議審を公開ということで今年度から進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

○亀野会長
はい。ありがとうございます。
それでは、異議審は公開という形で進めたいと思います。
２点目です。審議会を非公開とする場合であっても、資料を公開するということにつきましてはいかがでしょうか。
はい。桑原委員、お願いいたします。

○桑原委員
その場合、資料の公開というのはどういうイメージになるのか教えてください。

○亀野会長
事務局、お願いします。

○龍瀧室長補佐
事務局からご説明します。
本審または専門部会におきまして会長または部会長が審議を非公開とするという決定をすることができます。非公開とするとした場合には、今まで議事要旨のみを公開しておりました。そこで、議事要旨だけでなく、本審または専門部会で非公開とした会議に配付した資料を北海道労働局のホームページ上に掲載して公開したいということでございます。

事務局からは以上です。

○亀野会長
はい。ありがとうございます。

○桑原委員
後日、ホームページで公開するということですね。

○龍瀧室長補佐
はい。

○桑原委員
分かりました。

○亀野会長
ほか、いかがでしょうか。
では、こちらの提案どおり、審議会は非公開であっても、資料につきましては後日ホームページで公開するということで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長
ありがとうございます。では、そのように今年度は進めさせていただきます。
最後に、議事（７）、その他でございますが、何かございませんでしょうか。
労働者側、何かございますか。

「ありません」

○亀野会長
使用者側、いかがでしょうか。

「ありません」

○亀野会長
それでは、事務局から特定最低賃金の決議につきましてお願いいたします。

○横溝賃金室長

事務局からご説明します。
これは、北海道地方最低賃金審議会として従前からこのように取り扱っていたところでございます。今回、会長が交代され、委員も２名新たに就任いただきましたので、改めて事務局からの事務連絡とさせていただきました。
以上です。

○亀野会長
少し補足いたしますと、特定最低賃金の専門部会で議論をしていただいて、そこで全会一致の決議があった場合は、改めて本審を開催することなく審議会の決議とするという規定がございまして、それを昨年度まで続けてまいりましたので、今年度もそれに沿って対応をしたいということでございます。
特に今回委員になられた２名の方につきまして、今年度も特定最低賃金の専門部会の全会一致の決議があれば本審議会の決議と見なすということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」

○亀野会長
ありがとうございます。では、今年度につきましてもそのようにさせていただきたいと思います。
では、資料の説明を事務局お願いいたします。

○龍瀧室長補佐
本日配付した資料についてご説明したいと思います。皆様、お手元にご準備ください。
資料は№.１から№.７、そして参考で資料１・２、チラシ、パンフレットなどを添付してございます。
まずは、資料№.１から説明していきたいと思います。「令和２年度　地域別最低賃金改定一覧」です。
続きまして、資料№.２です。これは、北海道労働局で作成しておりますレイバーレターです。皆様にお配りしている数字は、令和３年４月の雇用失業情勢についてということでお配りしております。この中では、令和３年４月の有効求人倍率は０．９１倍と１倍を下回っており、前年同月は０．９７倍でしたので、前年同月比で０．０６ポイント下回っていることになります。
冒頭、北海道労働局長からの挨拶にありましたとおり、令和３年５月の雇用失業情勢は有効求人倍率０．９３倍という状況になっており、４月よりも０．０２ポイント上昇しております。
そして、トピックスとして、一番上の四角の囲みを御覧ください。道内の雇用情

勢は、求職者が引き続き増加しており、弱さが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があるとしています。

次ページ以降、求人の概要、さらには求職者の推移ということで資料を添付しております。後ほど御覧ください。

資料№.３は、北海道経済の概況です。これは、北海道経済産業局においてリリースしている資料です。令和３年４月の経済指標を中心として、概況をまとめたものであります。個別には、生産活動は緩やかに持ち直している。住宅建設は持ち直しの動きが見られるとしつつも、個人消費は持ち直しの動きに弱さが見られる。観光は、一部に下げ止まりの兆しが見られる。公共工事は、減少している。民間設備投資は、減少している。雇用動向は、弱い動きが見られる。企業倒産は、件数、負債総額とも減少している。全体としては、北海道経済産業局管内の経済は新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある。そして、一部に持ち直しの動きが見られるとしています。しかし、先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響等を十分注視する必要があると締めくくっております。

次ページ以降、個別の判断材料、統計資料になります。後ほど御覧いただければと思います。

資料№.４を御覧ください。これは、北海道地域の景気ということの資料として配付しているものです。令和３年５月２８日、日本銀行札幌支店の金融経済概況であります。この中で、各論として、公共投資は高水準で推移している。輸出は、横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は､減少している。個人消費は、引き続き低い水準となっている。住宅投資は、緩やかに持ち直している。生産は、持ち直している。雇用・所得情勢は、労働需給、雇用者所得ともに弱めの動きが見られる。消費者物価は、おおむね前年並みとなっている。企業倒産は、低水準で推移している。預金残高は、法人、個人ともに増加している。貸出残高は、法人、個人ともに増加している。貸出金利は、既往ボトムの水準で推移しているという各論でございます。

全体感としては、北海道地域の景気は新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあり、横ばい圏内の動きとなっていると締めくくっております。

次ページ以降は、後ほど御覧いただきたいと思います。

資料№.５は、各団体からの要請書の写しです。資料№.５－①は北海道地方交通運輸産業労働組合協議会、資料№.５－②は日本共産党、資料№.５－③は日本労働組合総連合会北海道連合会からの要請です。資料№.５－④として、一般社団法人北海道警備業協会です。そして、資料ナンバーはついていませんが、今日、北海道経済連合会から北海道労働局長宛てに出された要請書をつけております。

資料№.５－①、北海道地方交通運輸産業労働組合協議会からの要請です。

２３ページは、トラック産業別最低賃金制度を確立していただき、審議の前提となる公正競争ケースの申出要件のハードルも含めて最大限の支援策を講じていただきたいという要請の内容になっております。

資料№.５－②、日本共産党からの要請です。

要請項目は３つあり、１つに、最低賃金を早急に時間額１，０００円に引き上げ、１，５００円を目指すこと。１つに、生計費原則に基づく全国一律の制度とすること。１つに、中小企業者が最低賃金を引き上げても経営を維持できるよう十分な支援策を講じること等という内容になっております。

３０ページを御覧ください。資料№５－③、日本労働組合総連合会北海道連合会の要請書です。

１ページ目で、北海道地方最低賃金において昨年は「現行どおり」とされ、引上げ額ゼロとなったということを述べて、次のページに大きな項目として４点、そして中項目といたしまして７項目の要請をいただいております。

大項目の１番として、北海道最低賃金について。中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告を尊重していただきたいという要請。そして、１０月１日発効に向けたスケジュール設定に最大限配慮していただきたいという内容です。２つ目の大きな項目といたしまして、最低賃金の引上げの確実な実施に向けての要請です。中小・小規模事業者支援策の周知徹底を図っていただきたいという要請。さらに、業務改善助成金の活用促進に関して要請がなされております。３つ目の大きな項目は、特定最低賃金についてです。これは、特定最低賃金の意義・目的の周知及び意義・目的を踏まえた審議会運営を図っていただきたいというものです。具体的には、労使の自主性と役割を尊重し、その取組に対して支援していただきたいという要請になっております。大項目の４つ目、最低賃金の履行確保です。監督行政の強化等と、最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直しということでの要請がなされております。

かいつまんでご紹介させていただきました。

続きまして、資料№５－④、一般社団法人北海道警備業協会からなされている要請書です。１通は北海道地方最低賃金審議会会長宛ての要請書で、もう一通は北海道労働局長宛ての要請書になります。内容は全く同じでございます。

警備業界は、基本的に最低賃金の引上げに異を唱えるものではない。人件費が生産費のおおむね七、八十％を占める典型的な労働集約型の産業であって、最低賃金の影響を受けやすいということを述べ、特に最低賃金の大幅な引上げは、経営基盤が脆弱で、引上げの影響を受けやすい中小警備業者の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体をも危うくすることになるということを述べつつ、３６ページ、３７ページに具体的な要望事項がございます。大項目で４点の要請がございます。１つ目に、最低賃金上昇率の抑制に関する要請です。２つ目に、発注者責任の法定化について要請がなされております。３つ目に、最低賃金引上げの発効時期の見直しということで、発効日は所定内賃金の引上げ時期に合わせてほしいということで、例示として、４月１日発効を望んでいることがうかがえる内容となっております。そして、４つ目に、ユーザー、関係行政機関、関係団体等に対する指導ということで要請がなされております。

続きまして、北海道経済連合会の要請書ですが、資料ナンバーがついておりませ

ん。追加で配付したしました。北海道経済連合会から本日午前中に要請をいただいたものでございます。

３ページになりますが、要請事項、最低賃金の引上げ凍結ということで挙げられております。左下に要望理由が書かれております。昨年度の中央最低賃金審議会では、コロナ禍において事業継続と雇用維持に取り組む中小零細企業に配慮し、現行水準を維持することが適当との目安が示されたが、感染再拡大への不透明感が拭えない中では同様の判断が求められる。最低賃金はあらゆる企業に強制力を持って適用されるため、大幅な引上げは今までのコロナ禍における中小零細企業に対する一連の支援策の効果を打ち消し、さらなる窮状に追い込むことが強く懸念される。そして、近年の大幅な引上げ方針ありきではなく、あくまでも中小企業の経営実態や足元の景況感、地域経済の状況や雇用動向を十分考慮し現行の水準を維持することが必要であるという理由から、最低賃金の引上げ凍結という要請がなされております。

続きまして、資料№６－①を御覧ください。これは、連合北海道の情報でございます。「２０２１　春季生活闘争・妥結情報」です。１枚目の上、「働き方の見直しの具体的内容が明らかに」、「第６回回答集計においても、賃上げの流れは継続」という記事がございます。これは、連合の全国での集計ということになります。この四角い枠の下、１行目を御覧ください。連合北海道が６月４日、午前１０時時点で取りまとめた回答集計とされております。１４２組合が妥結したということになります。そして、集計可能組合は１２７組合、３万６，９７９人における回答妥結額が定期昇給・ベア込みで５，２４４円、妥結率は１．９５％となったということが述べられております。

以下、組合規模別賃上げ状況ということで、組合規模別の妥結状況が載っております。

続きまして、資料№６－②を御覧ください。これは、一般社団法人日本経済団体連合会の資料でございます。「２０２１年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況［了承・妥結含］(加重平均)」の第１回集計による資料でございます。各業種別に並べられております。そして、製造業平均、非製造業平均、総集計として総平均ということで、業種別の回答状況、妥結状況が書かれております。総平均だけを、まずはご紹介したいと思います。四角の枠内の一番下になります。２１２社、回答額４，４４４円、アップ率１．７２％ということのようです。そして、四角の枠外、注意書きがございます。その４番を御覧ください。製造業平均、非製造業平均、総平均欄の括弧内の数値は単純平均になります。

続きまして、資料№７を御覧ください。これは、令和３年度、市町村議会から北海道地方最低賃金審議会会長宛てになされました議決書の受付状況です。２６の市町村議会からの議決書を受け付けております。

議決書の内容は４６ページになります。意見書として議決されたものです。代表的な要請事項は３点ございます。ご紹介します。

「より早期に全国加重平均が１，０００円になることを目指す」ことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて最低賃金を大幅に引き上げること。２つ目に、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給（時間額１，０３６円）を下回らない水準に改善すること。３つ目に、厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。という内容の北海道地方最低賃金審議会会長に対する要請がなされております。

４７ページを御覧ください。これは、令和３年の市町村議会から北海道労働局長宛ての議決書の受付状況です。この資料をセットした段階では、まだ２９市町村ということになります。意見書の内容は４９ページにございます。これは、会長に対する意見書、要望事項と同様の内容になっております。

続きまして、別添資料について解説いたします。別添資料№１、№２をつけてございます。

別添資料№１は、令和３年５月２６日、中央最低賃金審議会に目安制度の在り方について厚生労働大臣から諮問されたことは皆さんご承知かと思いますが、Ａランク、Ｂランク、Ｃランク、Ｄランクというランク別に定められている最低賃金についての目安制度の在り方に関する検討が現在行われております。５年に１度行われるということで、現在審議されているところでございます。その際に配付された資料を本日添付させていただいております。

別添資料№２は、令和３年６月２２日の中央最低賃金審議会において厚生労働大臣から目安について諮問がなされましたが、その際に配付された資料になります。

これら資料に後ほどお目通しいただき、円滑な審議会の運営にお役立ていただきたいと思います。

私からは以上です。

〇亀野会長

はい。ありがとうございます。

何か今の説明に対してご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日の議事は以上なのですが、最後に委員から特に何かございますか。

なければ、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。